

新宿区
国民年金だより
2007.9月号

20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金の加入者です

加入者は3種類に分かれます。
▶第1号被保険者…日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者・学生の方など
▶第2号被保険者…会社員や公務員などで原則として65歳未満の方(65歳以上70歳未満でも老齢基礎年金などの受給権がない場合は第2号被保険者になります)
▶第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

▶任意加入被保険者…次のいずれかに該当する方は、希望すれば加入することができます。
 ①外国に住む20歳以上65歳未満で、日本国籍の方
 ②日本に住む60歳以上65歳未満の方
 ③65歳以上70歳未満で、老齢基礎年金などの受給権のない方(昭和40年4月1日以前に生まれた方)

みんなの国民年金

国民年金からの3つの給付

国民年金は老後の経済的な支えとなるだけでなく、もしものときにも給付があります。

■老後のためには～老齢基礎年金

国民年金の保険料を原則として25年以上(免除期間などを含む)納めた方が65歳になったときから受けられます。

○平成19年度年金額(年額)

792,100円

この金額は20歳から60歳になるまで40年間保険料を納めた場合の満額です。
 ※年金の受け取りを60歳～64歳に繰り上げて、減額された年金で受けとることができます。また、66歳～70歳に繰り下げる増額された年金で受け取ることもできます。

■病気やけがで障害が残ったら～障害基礎年金

国民年金の加入中に、けが

や病気により、政令に定める1級または2級の障害が残ったときに受けられます。受給には、国民年金保険料を一定期間以上納めていることが必要です。

○19年度年金額(年額)

1級障害…990,100円

2級障害…792,100円

■もしものとき、残された家族のために～遺族基礎年金

国民年金の加入中などに亡くなったとき、子のある妻または子に、その子が18歳に達する年度末まで給付されます。受給には、国民年金保険料を一定期間以上納めていることが必要です。

○19年度年金額(年額)

子が1人いる妻…102万円

(第2子は227,900円を加算、第3子以降1人に付き75,900円を加算)

国民年金の手続きはお済みですか?

★本人が区国保年金課に届け出をする場合

▶20歳になったとき

職場の年金(厚生年金や共済組合)に加入していない方は、国民年金に加入します。

国民年金加入届(満20歳到達月の前月末に社会保険事務所から送付)をお持ちください。

▶会社などを退職したとき

職場の年金に加入していた方が60歳前に退職し、第1号被保険者に該当したときは、種別変更の手続きをしてください。年金手帳と退職日が分かるものが必要です。

▶被扶養配偶者(第3号被保険者)でなくなったとき

離婚したり、収入が増えたり、配偶者が会社を退職したりして第3号被保険者

でなくなったときは、国民年金の第1号被保険者となります。種別変更の手続きには年金手帳と被扶養者でなくなった日が分かるものが必要です。

第3号被保険者の配偶者(第2号被保険者)が65歳になったときも、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

★会社員などの妻(夫)の場合

▶被扶養配偶者になったとき

結婚したり、収入が減ったりして、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったときは、配偶者の勤務する事業所を経由して、社会保険事務所に第3号被保険者の種別変更の手続きをしてください。

保険料の納付が困難なときには

所得が少ないなど、保険料を納めることができ難い場合には、本人が申請し承認されると、保険料の納付が免除または猶予される3種類の制度があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなかつたり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることができ難しい方は免除・猶予申請をしましょう。

①免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。

※一部納付は、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

※免除の対象となる所得の目安については、お問い合わせください。

②退職(失業)による保険料の免除の特例

退職・失業等により所得が減少、あるいはなくなったか、事業の休止・廃止等で保険料を納めることができ難い場合は、国民年金保険料免除の特例があります。

この特例の申請をする場合は、雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票等が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

③若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下(全額免除と同じ基準)の場合に、保険料の納付が猶予されます。

④学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下(半額免除と同じ基準)の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※②・③で納付が猶予されている期間は、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。

さい。

2 社会保険庁ですべての皆さまの記録をもう一度確認します

①基礎年金番号に未統合の記録の名寄せを急ぎます。

約5,000万件の基礎年金番号に結びついていない記録の名寄せを、今年度中を目途に完了します。その結果を踏まえて、皆さんに加入履歴をお送りします。

②コンピューターの記録と台帳との突き合わせを計画的に進めます。

元の台帳などから正確に転記されているかどうかを突き合わせて確認し、進ちょく状況を半年ごとに公表します。

3 確実に年金をお支払いするための制度を設けました

①第三者委員会がご本人の立場に立って公正に判断し年金額に反映させます。

年金記録や領収書等のない方のために、総務省に「年金記録確認第三者委員会」が設置され、全都道府県(50か所)で「地方第三者委員会」が発足しました。

②時効で消滅した年金額を回復します。

「年金時効特例法」が成立し、記録の訂正による年金の増額分については、5年の時効が撤廃されました。それ以前の消滅した分を含めて、全額お支払いします。

【問合せ】来庁の場合は新宿社会保険事務所(大久保2-12-1)へ。電話の場合は年金記録照会専用フリーダイヤル☎(0120)657830またはねんきんダイヤル☎(0570)(05)1165へ。インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得もご利用ください。

国民年金保険料納付の案内業務を行っている事業者の変更

●10月から

新宿区にお住まいの方の国民年金保険料の納付案内は、昨年7月から、社会保険庁から委託を受けた民間事業者が電話や戸別訪問等を行っています。

10月から委託を受ける事業

者が、(株)もしもしホットライン☎(0120)(053)765へ変更となります。

ご不明の点がありましたら、お問い合わせください。

【問合せ】新宿社会保険事務所
国民年金保険料課☎(5285)8617

8617へ。

国民年金に関するお問い合わせは

▶国民年金全般(保険料の納付を含む)・厚生年金…新宿社会保険事務所(大久保2-12-1)4階・5階

●国民年金の資格や国民年金保険料の納付に関するここと…国民年金業務課・保険料課☎(5285)8617
●老齢基礎年金・厚生年金

等の受給や相談に関するここと…年金給付課☎(5285)8614

▶年金に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」☎(0570)(05)1165へ。

▶保険料の免除・若年者納付猶予・学生納付特例…区国保年金課年金係(本庁舎4階)☎(5273)4532